大阪府環境教育における体験の機会の場の認定に関する事務の取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号。以下「省令」という。）に定める事項のほか、知事が体験の機会の場を認定するために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領の用語の意義は、法の定めるところによる。

（認定を受けることができる者）

第３条　認定を受けることができる者は、法第２０条で定める者とする。

（申請）

第４条　認定を受けようとする者は、省令に定める様式第七による申請書を作成し、別表１に掲げる書類を添付のうえ、知事に申請しなければならない。

（認定）

第５条 知事は、前条の申請書を受理した際は、大阪府教育委員会と協議のうえ、法及び省令に掲げる認定の基準に該当すると認めるときは、体験の機会の場として認定する。ただし、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第１号から第４号及び第６号に該当する者は除く。

２　知事は、前項の認定の審査のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査をすることがある。

３　知事は、第１項の認定をしたときは、申請者に様式第１号による認定証を交付する。

４　知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が法第２０条第１項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合は、その理由を示して、その旨を申請者に様式第２号により通知する。

（有効期間）

第６条　知事は、認定の申請に係る提供する期間を考慮して、５年を超えない範囲で、認定の有効期間を定める。

（変更及び廃止）

第７条　認定を受けた者は、法２０条第３項各号に掲げる事項を変更したときにあっては、別表２の書類を添付のうえ、省令で定める様式第八、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときにあっては、省令で定める様式第九により、その旨を知事に届け出なければならない。

２　前項の届出は、当該変更のあった日又は認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときから３０日以内にそれぞれ行うものとする。

（更新）

第８条　法第２０条の２第２項の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定める様式第十による申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の認定の更新申請は、認証有効期間満了日の３０日前までに行うものとする。

３　第１項の更新申請に係る認定は、第５条各項の規定に準ずるものとする。

（運営の状況の報告）

第９条　法第２０条の４第１項の規定による報告は、省令第１２条に掲げる事項を記載した報告書を、毎年度４月３０日まで（認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、当該日から３０日以内）に知事に提出しなければならない。ただし、当該認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等４月３０日までの提出が困難であるときは、当該事業終了後３０日以内に報告するものとする。

（助言等）

第１０条　知事は、法第２０条の４第２項の規定のほか、認定体験の機会の場の提供の適正な実施及び運営を確保するために、必要に応じて現地調査をすることがある。

（認定の取消し）

第１１条　知事は、法第２０条の６第1項に規定する取消しをしたときは、様式第３号により通知する。

（認定証の返還）

第１２条 認定を受けた者は、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったとき、又は前条による認定の取消しを受けたときは、認定証を返還しなければならない。

附則

この要領は、平成２４年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和元年７月９日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１２月２３日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１２月２８日から施行する。

附則

この要領は、令和３年１１月２９日から施行する。

別表１

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| ①申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日より３箇月以内のものに限る） |
| ②申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日より３箇月以内のものに限る）又はこれらに準ずるもの |
| ③申請者が法第２０条第４項各号の規定に該当しないことを説明した書面 |
| ④申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類 |
| ⑤申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 |
| ⑥認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類 |
| ⑦認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類 |
| ⑧認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類 |
| ⑨認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日より３箇月以内のものに限る）又はこれに準ずるもの |
| ⑩認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書 |
| ⑪その他参考となるべき事項を記載した書類 |
| ⑫暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者でない旨の誓約書（別記様式第４号） |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 変更した事項 | 添付する書類（申請時に提出した書類のうち変更したもの） |
| ①氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 | 別表１の①、②、③、⑫ |
| ②体験の機会の場の名称及び所在地 | 別表１の⑤、⑧、⑨、⑩、⑪ |
| ③当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容 | 別表１の⑤、⑥、⑦、⑧、⑪ |
| ④認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲 | 別表１の⑤、⑥、⑦、⑧、⑪ |
| ⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間 | 別表１の⑤、⑦、⑪ |

様式第１号

大阪府指令　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　年　　月　　日付け第　　号で申請のあった体験の機会の場については、下記のとおり認定します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　氏　　　　　名　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 体験の機会の場の名称及び  所在地 |  |
| 体験の機会の場で行う環境  保全の意欲の増進に関する  事業の内容 |  |
| 体験の機会の場で行う環境  保全の意欲の増進に関する  事業の対象となる者の範囲 |  |
| 認定する期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで |

様式第２号

大阪府指令　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　年　　月　　日付けで提出のあった体験の機会の場の認定申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、通知します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　氏　　　　　名　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（認定しないこととした理由）

（教示）

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表するものは大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。
3. ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第３号

大阪府指令　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　年　　月　　日付け大阪府指令　第　　　号で認定をした体験の機会の場については、下記のとおり認定を取消したので、通知します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　氏　　　　　名　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 体験の機会の場の名称 |  |
| 体験の機会の場の所在地 |  |
| 取消しの理由 |  |

（教示）

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表するものは大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。
3. ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号

誓約書（暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者でない旨の誓約）

私は、「体験の機会の場の認定」を申請するに当たり、下記の内容について、誓約致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 私は、大阪府暴力団排除条例第２条第１号から第４号までに掲げる者のいずれにも該当しません。 | はい・いいえ |
| 私は、大阪府暴力団排除条例第２条第１号から第４号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。 | はい・いいえ |
| 申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第２６条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。 | はい・いいえ |
| 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する**暴力団**、同条第2号に規定する**暴力団員**、同条第3号に規定する**暴力団員等**及び同条第4号に規定する**暴力団密接関係者**には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の**暴力団**、**暴力団員**、**暴力団員等**及び**暴力団密接関係者**が経営に事実上参画していません。 | はい・いいえ |
| 体験の機会の場として申請する土地又は建物は、大阪府暴力団排除条例第２条第６号に掲げる施設又は施設の区画された部分のいずれにも該当しません。 | はい・いいえ |

　　年　　月　　日

大阪府知事 様

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

様式第４号関係

暴力団等審査情報

「体験の機会の場の認定」の申請を行うにあたり、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第２６条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | | 生年月日 | | | | 性別 | 住所（所在地） |
| ｶﾅ(半角) | 漢字 | 元号 | 年 | 月 | 日 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加　（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）